

(社) 徳島県労働者福祉協議会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成20年2月1日から平成22年1月31日までの2年間
2. 内容

**目標1. 育児休業期間について、理由の如何を問わず取得できる期間を、
子の年齢が1歳6ヶ月に達する日までとする。**

<対策>

- ・平成20年2月 トップによる方針の表明
- ・平成20年4月 就業規則に規定する
- ・平成20年度～ 広報紙、事務局会議時等による周知・啓発の実施

**目標2. 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入し、計画期間
内に1人以上の取得をめざす。**

<対策>

- ・平成20年2月 トップによる方針の表明
- ・平成20年4月 就業規則に規定する
- ・平成20年度～ 広報紙、事務局会議時等による周知・啓発の実施

**目標3. 小学4年までの子を持つ職員が、子の看護のための休暇を年間
10日まで取得できる制度を導入する。**

<対策>

- ・平成20年2月 トップによる方針の表明
- ・平成20年4月 就業規則に規定する
- ・平成20年度～ 広報紙、事務局会議等を活用した周知・啓発の実施